

アプリケーションの推奨基準（案）

インターネット上で青少年に危険が迫ったときに、青少年自身に警告を出したり、保護者に知らせてその保護又は監護を可能とするようなアプリケーションを想定している。

（要件①）

次に掲げるいずれかのアプリケーションであること

- 自画撮り被害の防止に資するもの
（危険性の例）
 - ・ コミュニティサイトで知り合った相手から裸の画像の作成、提供を要求され青少年がそれに応じて自分の裸の画像を作成し、提供すること。
- 誘因による自殺や犯罪行為の実行の防止に資するもの
（危険性の例）
 - ・ SNS上で自殺願望があるかのような投稿をしている青少年が、自殺を勧められて実行すること。
 - ・ 唆された青少年が、不正アクセスや著作権の侵害等の法令に抵触する行為を行うなど、自己が加害者となること。
- いじめの防止に資するもの
（危険性の例）
 - ・ SNS上での悪口、無視、仲間外し等。
- その他、青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に資するもの

（要件②）

青少年のプライバシーに配慮されていること

（要件③）

サイバーセキュリティに配慮されていること

（要件④）

青少年に広く利用されるように配慮されていること

（要件⑤）

その他、知事が必要と認める要件を備えていること